

令和2年4月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

資金繰り対策融資制度 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援が実施されています。

【信用保証協会が保証する融資制度】

① セーフティネット保証4号

自然災害等の突発的の事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者へ通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を2億8,000万円まで保証する制度

(対象中小企業者)

最近1ヶ月の売上高が前年同月に対して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

② セーフティネット保証5号

上記①と同枠で借入債務の80%を2億8,000万円まで保証する制度

(対象中小企業者)

指定業種の事業を行っていて、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。(時限的要件緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可)

【日本政策金融公庫の融資枠別枠制度】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化した事業者に対し、設備資金・長期運転資金として融資する制度

(対象中小企業者)

最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること、かつ、中長期的にみて業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

(融資条件等)

融資限度額を3億円とし無担保で、返済期間は設備資金が20年以内・運転資金が15年以内(据置期間5年以内)

利率は1億円を限度として融資後3年目までは基準利率から△0.9%で、4年目以降は基準利率(一定の要件に該当する場合は実質的に無利子となります)

【生命保険契約者貸付金制度】

法人が契約する生命保険契約に対し、解約返戻金の90%を限度(保険会社毎に割合が変動)として金利0%の契約者貸付金による支援が行われています。

また同時に、保険料の払込猶予を延長する支援も行われています。